

## 令和3年度における中国地区の下請法の運用状況等について

令和4年6月16日  
公正取引委員会事務総局  
近畿中国四国事務所中国支所

### 第1 下請法の運用状況

#### 1 定期調査の実施状況

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

定期調査は、近畿中国四国事務所中国支所（以下「中国支所」という。）管内（鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県）に所在の資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者3,190名（製造委託等<sup>(注1)</sup>2,089名、役務委託等<sup>(注2)</sup>1,101名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者13,100名（製造委託等8,352名、役務委託等4,748名）を対象に実施した（第1表参照）。

（注1） 製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2） 情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 定期調査の実施状況

年度	区分	親事業者調査(名)		下請事業者調査(名)	
		全国	中国	全国	中国
令和3年度		65,000	3,190	300,000	13,100
	製造委託等	37,280	2,089	169,318	8,352
	役務委託等	27,720	1,101	130,682	4,748
令和2年度		60,000	3,100	300,000	13,100
	製造委託等	36,128	2,076	196,879	8,376
	役務委託等	23,872	1,024	103,121	4,724
令和元年度		60,000	3,100	300,000	13,100
	製造委託等	35,810	2,090	200,190	8,941
	役務委託等	24,190	1,010	99,810	4,159

#### 2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

##### ア 新規着手状況

新規に着手した違反被疑事件は494件（製造委託等324件、役務委託等170件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った定期調査によるものが489件（製造委託等320件、役務委託等169件）、下請事業者等からの申告によるものが5件（製造委託等4件、役務委託等1件）である。

##### イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は490件（製造委託等322件、役務委託等168件）であり、このうち488件（製造委託等320件、役務委託等168件）について下請法

第7条の規定に基づく違反行為の改善を求める指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じている。主な指導事件の概要は別紙のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

年度	区分	新規着手件数 <sup>(注)</sup>				処理件数					
		定期調査	申告	中小企業 庁長官から の措置 請求	計	措置			不問	計	
						勧告	指導	小計			
令和3年度	全国	8,369	94	1	8,464	4	7,922	7,926	174	8,100	
	中国	489	5	0	494	0	488	488	2	490	
	製造委託等	全国	5,384	61	1	5,446	3	5,146	5,149	113	5,262
		中国	320	4	0	324	0	320	320	2	322
	役務委託等	全国	2,985	33	0	3,018	1	2,776	2,777	61	2,838
		中国	169	1	0	170	0	168	168	0	168
令和2年度	全国	8,291	101	1	8,393	4	8,107	8,111	222	8,333	
	中国	463	2	0	465	1	461	462	5	467	
	製造委託等	全国	5,450	59	1	5,510	3	5,340	5,343	139	5,482
		中国	326	2	0	328	1	327	328	2	330
	役務委託等	全国	2,841	42	0	2,883	1	2,767	2,768	83	2,851
		中国	137	0	0	137	0	134	134	3	137
令和元年度	全国	8,360	155	0	8,515	7	8,016	8,023	292	8,315	
	中国	466	12	0	478	0	473	473	2	475	
	製造委託等	全国	5,725	100	0	5,825	7	5,524	5,531	179	5,710
		中国	344	10	0	354	0	351	351	1	352
	役務委託等	全国	2,635	55	0	2,690	0	2,492	2,492	113	2,605
		中国	122	2	0	124	0	122	122	1	123

(注) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

- ア 指導を行った件数を下請法違反行為の類型別にみると、合計で837件となっており、このうち、製造委託等に係るものが553件、役務委託等に係るものが284件となっている。
- イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は399件（類型別件数の合計の47.7%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが269件、役務委託等に係るものが130件となっている。
- ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第4条違反）は438件（類型別件数の合計の52.3%）である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が267件（実体規定違反に係る類型別件数の合計の61.0%）、②下請代金の減額が71件（同16.2%）、③買い

たたきが47件（同10.7%）等となっている。

(7) 製造委託等に係る実体規定違反は284件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が157件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の55.3%）、②下請代金の減額が51件（同18.0%）、③買ったたたきが28件（同9.9%）等となっている。

(イ) 役務委託等に係る実体規定違反は154件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が110件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の71.4%）、②下請代金の減額が20件（同13.0%）、③買ったたたきが19件（同12.3%）等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

区分 年度	手続規定違反			実体規定違反												合計	
	書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたたき	購入等強制	早期決済	割付困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計		
令和3年度	全国	5,401	732	6,133	48	4,900	1,195	11	866	48	72	293	332	101	12	7,878	14,011
	中国	349	50	399	2	267	71	0	47	2	4	22	16	7	0	438	837
製造委託等	全国	3,703	450	4,153	40	2,909	826	9	493	29	62	282	290	79	9	5,028	9,181
	中国	241	28	269	2	157	51	0	28	2	4	22	12	6	0	284	553
役務委託等	全国	1,698	282	1,980	8	1,991	369	2	373	19	10	11	42	22	3	2,850	4,830
	中国	108	22	130	0	110	20	0	19	0	0	0	4	1	0	154	284
令和2年度	全国	6,003	934	6,937	40	4,738	1,471	15	830	76	78	314	297	120	0	7,979	14,916
	中国	356	66	422	0	244	68	1	61	3	5	30	13	5	0	430	852
製造委託等	全国	4,181	612	4,793	36	2,881	1,072	15	497	47	72	303	255	89	0	5,267	10,060
	中国	264	42	306	0	165	57	1	36	2	5	30	10	5	0	311	617
役務委託等	全国	1,822	322	2,144	4	1,857	399	0	333	29	6	11	42	31	0	2,712	4,856
	中国	92	24	116	0	79	11	0	25	1	0	0	3	0	0	119	235
令和元年度	全国	5,864	745	6,609	32	3,651	1,150	14	721	72	98	254	336	590	1	6,919	13,528
	中国	326	44	370	3	201	64	2	38	13	6	22	22	34	1	406	776
製造委託等	全国	4,202	458	4,660	29	2,160	867	11	533	47	92	243	287	458	1	4,728	9,388
	中国	252	30	282	2	131	47	2	32	9	6	21	20	29	1	300	582
役務委託等	全国	1,662	287	1,949	3	1,491	283	3	188	25	6	11	49	132	0	2,191	4,140
	中国	74	14	88	1	70	17	0	6	4	0	1	2	5	0	106	194

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和3年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者5名<sup>(注)</sup>から、下請事業者21名<sup>(注)</sup>に対し、総額89万円相当の原状回復が行われた。

(注) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

ア 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者3名から、下請事業者11名に対し、77万円の遅延利息が支払われた（第4表参照）。

第4表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年 度	項 目	支払を行った	支払を受けた	支払の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	(原状回復額) (注)
令和3年度	全国	105名	2,970名	1億2035万円
	中国	3名	11名	77万円
令和2年度	全国	126名	2,340名	9364万円
	中国	3名	23名	25万円
令和元年度	全国	132名	2,931名	3億2026万円
	中国	8名	64名	842万円

(注) 原状回復額は1万円未満を切り捨てている。以下同じ。

イ 下請代金の減額事件においては、親事業者2名から、下請事業者10名に対し、12万円の減額分が返還された(第5表参照)。

第5表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った	返還を受けた	返還の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	(原状回復額)
令和3年度	全国	65名	2,561名	3億3909万円
	中国	2名	10名	12万円
令和2年度	全国	71名	3,858名	3億7155万円
	中国	—	—	—
令和元年度	全国	104名	4,087名	17億6191万円
	中国	3名	41名	91万円

## 第2 中小事業者等の取引公正化に向けた取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制(以下「下請法等」という。)に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

令和3年度の状況は次のとおりである。

### 1 下請法等に係る講習

#### (1) 基礎講習

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした基礎講習を実施している。

令和3年度においては、中国支所では新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からオンラインにて2回の講習を実施した。

#### (2) 下請取引適正化推進講習

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」

と定め、下請法の概要等を説明する下請取引適正化推進講習を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

令和3年度においては、中国支所では中国地区に所在する事業者を対象に、オンラインにて2回の講習を実施した。

## **2 下請法等に係る相談**

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

令和3年度においては、中国支所では228件の相談に対応した。

## **3 下請取引等改善協力委員**

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和3年度における中国支所管内の下請取引等改善協力委員（定員）は14名である。

令和3年度においては、7月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

## **4 コンプライアンス確立への積極的支援**

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体等が開催する研修会等に出講している。

令和3年度においては、中国支所では事業者団体等へ6回の出講を実施した。

## 令和3年度における主な指導事件

1 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

- ① 食品のパッケージ等の製造を下請事業者へ委託しているA社は、「毎月末日締切、翌々月末日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから60日を経過して下請代金を支払っていた。
- ② 輸送用機械部品の製造を下請事業者へ委託しているB社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、下請事業者からの給付を受領した日から60日を経過して下請代金を支払っていた。
- ③ 産業用機械部品等の製造を下請事業者へ委託しているC社は、下請事業者との間で、支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に、支払期日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ書面で合意していないにもかかわらず、支払期日が金融機関の休業日に当たることを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

2 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

- ① 自動車の修理を下請事業者へ委託しているD社は、下請事業者へ委託した修理作業が不要になったことを理由として、当該修理作業は完了していたにもかかわらず、当該修理作業に係る代金を下請代金の額から減じていた。
- ② 輸送用機械部品等の製造を下請事業者へ委託しているE社は、「値下げ協力をお願い」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
- ③ 輸送用機械部品等の製造を下請事業者へ委託しているF社は、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料として、実費を超えて一律の手数料を下請代金の額から減じていた。

3 購入・利用強制（第4条第1項第6号）

- 食品等の製造を下請事業者へ委託しているG社は、下請事業者に対し、中元・歳暮の時期等に、自社商品を購入するよう要請していた。